

釧路市林業事業体作業用具等購入支援事業補助金交付要綱

第1 趣旨

この要綱は、林業事業体及び森林組合における林業就業者の作業の効率化や労働環境の整備を森林環境譲与税を活用して支援することにより、林業就業者の定着を促進するとともに林業事業体の育成を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、釧路市林業振興条例（平成17年10月11日付釧路市条例第183号。以下「条例」という。）、釧路市林業振興条例施行規則（平成17年10月11日規則第202号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の内容

釧路市内の林業事業体又は森林組合に従事する林業就業者のため、森林内での施業に必要な作業用具等の購入を行う者に対し、その購入経費に対し森林環境整備基金を財源とする予算の範囲内で補助するものとする。

第3 事業主体

北海道林業事業体登録制度において市内に住所登録がある事業体、及び市内に事務所が所在する森林組合（以下「林業事業体等」という。）とする。

第4 補助金額

第3に定める事業主体が新規に正規職員を雇用することにより必要となる作業用具等で、北海道が行う「森林整備担い手対策推進事業」の補助対象と重複しない場合につき、下表のとおり助成する。

なお、下表における「a. 小規模作業用具」は補助対象経費が1件40万円以下の作業用具とし、「b. 中規模作業用具」は補助対象経費が1件40万円を超える作業用具であって「釧路市高性能林業機械導入・木材加工流通施設整備支援事業」の対象となるものを除く。

また下表②においては「a. 小規模作業用具」又は「b. 中規模作業用具」の区分のいずれかで行うものとし、同一年度に両方の区分で交付決定を受けることはできないものとする。

①新規雇用者枠

区 分	補助対象経費	補助率	補助金上額額
a. 小規模作業用具（新規雇用者用）	新規雇用者用の林内作業用具等の購入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	20万円

②既存人員枠（a. b の区分よりいずれかを選択）

区 分	人員区分	補助対象経費	補助率	補助金上限額
a. 小規模作業用具 （既存人員用）	1 人～10 人	林業事業体等で雇用 する現場作業員用の 林内作業用具等の購 入に要する経費	補助対象 経費の 2 分の 1 以 内	20 万円
	11 人～20 人			40 万円 (20 万円×2 件分)
	21 人以上			60 万円 (20 万円×3 件分)
b. 中規模作業用具	—	林業事業体等が使用 する林内作業用具等 の購入に要する経費		50 万円

- 1 「新規雇用者」とは、当該年度に雇用された正規職員で、かつ釧路市内の事業所において通年雇用されている現場作業従事者とする。
- 2 「②a 小規模作業用具（既存人員用）」における人数区分は、北海道林業事業体登録制度において毎年 4 月 1 日時点に公表されている登録情報における現場作業員の人数のうち、釧路市内の事業所で雇用している人数により区分するものとする。
- 3 「補助対象経費」は消費税及び地方消費税を除いた額とする。

第 5 補助金交付申請

- 1 助成を受けようとする林業事業体等は、事業開始前（購入前）に、①a 新規雇用枠における小規模作業用具の申請の場合は別記第 1 - 1 号様式により、②a 既存人員枠における小規模作業用具の申請の場合は別記第 1 - 2 号様式により、②b 既存人員枠における中規模作業用具における申請の場合は別記第 1 - 3 号様式により、補助金交付申請書及び関係書類を市長へ提出するものとする。
- 2 市長は補助金交付申請書の提出があった場合には、内容を審査し、その適否を通知する。
- 3 補助事業の内容を変更する場合、申請者は、事前に市と協議のうえ、速やかに別記第 2 号様式により補助金変更承認申請書を市長へ提出するものとする。但し、補助金交付申請額の 10%を超えない増減であって、補助金の増額が伴わない変更の場合はこの限りでない。
- 4 市長は、補助金変更承認申請書の提出があった場合は、内容を審査し、その適否を通知する。

第 6 交付条件

市長は、第 6 の 2 に規定により補助金交付決定を行うにあたっては、以下の条件を付すものとする。

- 1 補助対象事業により取得した物品については、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- 2 補助対象事業により取得した物品については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- 3 「b 中規模作業用具」の区分で交付決定を受けた者は、申請年度の翌年度から2年間は、別記様式にて導入機械・作業用具の使用状況報告を行うものとする。

第7 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了後2週間以内に別記第3号様式により補助事業等実績報告書に添付すべき書類を添えて、市長へ提出するものとする。

第8 額の確定

市長は、実績報告書が提出されたときは、内容を審査し、妥当と認められる場合は補助事業者へ額の確定を通知するものとする。

第9 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付則 この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。